

2007年7月11日

埼玉県教育委員会
教職員課担当者 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉
事務職員部長 鴨下時夫

扶養手当等の認定事務に関する要求書

扶養手当、児童手当の認定権が移譲されて半年が過ぎ、学校現場から様々な要求が出されています。下記のように取りまとめましたので、検討いただき回答ください。

記

1. 年度末・年度始めの扶養手当の処理について

15歳の特定扶養の開始と22歳の手当の支給打ち切りについては、認定権の移譲に伴う諸問題の交渉の際、自動処理することを要求してきましたが、データが入力されていない、との理由から出来ないとの回答でした。最近、異動者も多く、しかも事務職員本人が異動した場合、半日程度で異動した職員を含め、職員全員を調査することは実務的に非常に困難です。自動処理ができるようシステムを改善ないし開発されることを要求します。

2. 「戸籍etc」の取り扱いについて

「職員と一定の親族関係等にあること」を確認するため、戸籍抄本なども必要となる場合があります。しかし、その取り扱いについては定められておらず、職員によっては認定時の抄本がそのまま添付されている場合も見受けられます。プライバシー保護の観点から扱いについては十分配慮するよう通知ください。

3. 異動時のコピーについて

異動する際、これまで手当の認定簿などはコピーをして保管していました。これは、現員現給調査などのためとの説明がありましたが、昨年度認定権が移譲されるのに伴い、学校でコピーを保管する必要はない、との説明がありました。しかし、一部の教育事務所ではコピーして残すようにとの連絡をしていることから、対応がまちまちになっています。事務を簡素化することや地球環境の点からも不要なコピーは行わなくて良い旨指導ください。

4. 事例集の配布について

認定権が移譲され、一部の学校では複雑な例を抱えて悩んでいます。また、レアなケースはまだ発生していないとは言いつつも、精神的な苦痛は大変大きなものがあります。事

務職員の負担を少しでも軽減するため、事例集の配布などを検討ください。

5. 扶養手当の事後確認の一覧表、児童手当の現況届、共済組合員証の検認について

扶養手当の事後確認については、これまで教育事務所ごとに一覧表を作成していました。一覧表としてまとまっていけば異動時などわかりやすいと思います。扶養手当の事後確認の文書の中に参考例として添付することを検討ください。また、今年度は児童手当の現況届の文書、扶養手当の事後確認の文書に引き続いて共済組合員証の検認の文書が届けられました。学校現場で対応するのは事務職員一人であり、対象となる職員も一人であることを考え、添付書類を統一するなど学校現場に配慮されるよう検討ください。

6. 担当職員の配置について

今年度、さいたま市においては認定権を担当する職員が二人とも異動するという事態がありました。教育事務所長から各市町村教育委員会教育長に移譲したことに伴い、担当職員の異動については十分配慮されるよう要求します。

以上